



新眉山クラブ
松井 大助
議員

▼半島振興法について

Q この法律は今でも活用されているのか。

A 半島地域の広域的かつ総合的な対策を実施するため、昭和六十年に十年間の時限立法として制定された。その後、延長され、現在も活用されている。支援措置として、地域産業の振興を図るための金融上の措置、半島地域内に企業を誘致、育成するための税制上の措置、道路や交通施設の整備を図るための財政上の措置等がある。

Q 過去五、六年、この法律でどのような事業が行われたのか。

A 交通施設の整備として、国道二五一号の田屋敷拡幅や県道愛野島原線の下折橋工区などが整備されている。また、産業の振興として、三会原地区のかんがい排水事業や、柏野・佐野地区、三会原第一地区、三会原第二地区の畑地帯総合整備事業などが行われている。

Q 地域高規格道路とのかかわりはどうか。

A 半島振興法に基づく島原地域半島振興計画の中で、産業や観光の振興、都市との

共生・対流を図るためには、幹線道路の整備が最も重要な課題として挙げられており、そのため、地域高規格道路「島原道路」の整備促進は島原地域半島振興計画の重要施策となっている。

▼城の石垣に根ざす木の根等の抜本的な処理について

Q これまでどのような対策を行ったのか。

A 木の根等の対策は石垣を保全するには重要だと考え、ことしの二月に約一週間、石垣に生えている木の根の切断等を試験的に行った。特に島原城の堀内には絶滅危惧種も含め、多種多様な生物が生息する自然環境に恵まれた区域なので、これを踏まえた対策を講じるべきだと考えている。

▼第二小学校の通学路について(安全・安心な通学路であるために)

Q 長池三会線予定路線の一部である元地ビルからしまばら斎場の縦道までの間の道路はどう考えているのか。

A 以前から県で施行していただくよう要望しており、本年八月にも再度、知事に要望したところである。

委員会活動

11月29日及び12月8日の本会議で付託された議案について、総務委員会（11月29日、12月9日）、産業建設委員会（12月10日）、教育厚生委員会（12月13日）、予算審査特別委員会（12月15日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

また、開会中及び閉会中に開催した特別委員会の審議経過について、ご報告します。

総務委員会

付託された議案十件を審査しました。

○第六十四号議案 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

国の給与改定に準じ、市長及び副市長の期末手当を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕期末手当と勤勉手当はどう違うのか。

〔答弁〕期末手当は、いわゆる給与の生活保障的な補てんをする部分で、勤勉手当は勤務の状況、成績等々による手当である。

このほか、六月と十二月の支給率の違い、教育長の期末手当等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十五号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

国家公務員等の給与改定に準じ、一般職の職員等の給与を改定し、あわせて所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕持ち家にかかる住居手当は、どこまで支給されるのか。増築した場合も支給されるのか。

〔答弁〕住居手当は新築及び購入をした場

合に限って五年間支給する。増改築した場合には対象にならない。

このほか、住居手当の減額の根拠、住居手当の支給対象者、現給補償額等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十六号議案 島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の税率改定のため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕今回は平成二十三年度、二十四年度の二カ年分の財源を確保するための税の引き上げのため、十六%アップという形で出されているが、その後の見通しはどう捉えているか。

〔答弁〕平成二十二年度末の基金残高は約六千万円になると見込んでいる。それから二十三年度、二十四年度については、基金で対応ができないので、今回引き上げをお願いしたが、あくまでも今回の改正は二カ年度分を見越している。先を見れば見るほど、今回以上に上げないと運営が厳しくなると思われる。二十五年については、後期高齢者医療制度が新しい制度になるというところもあり、その制度の方向性をはっきりしてから、検討していいのではないかと考えている

このほか、ジェネリック医薬品の使用状況、レセプト点検、国保税の滞納額等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十七号議案 島原市手数料条例の一部を改正する条例

権限移譲に伴い、動物の飼養または収容の許可等の事務に係る手数料を徴収するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕現在、県が許可している件数と、手数料の徴収方法はどうなるのか。

〔答弁〕現在、県で受理して許可した件数は牛が三十六件、豚が四十一件、犬が九件、鶏が四十四件の全部で百三十件が許可されているが、廃止届等の整理がなされていないので、整理していただいてから移譲を受けるということになる。また手数料は、新規に一回徴収するだけである。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十号議案 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について

平成二十二年十二月三十一日をもって解散する社団法人長崎県水道協会から寄附として受け入れる同協会の建物について、その管理に関する事務を共同処理することに、長崎県市町村総合事務組合の規約の変更を行うため、議会の議決を経ようとするもの。

るもの。

〔質疑〕設備、備品も無償で寄附を受けるのか。

〔答弁〕土地、建物以外に建物の付属設備、構築物、器具、備品、水道協会の振興基金も含めた財産のすべての寄附を受けて、長崎県市町村総合事務組合で管理、運営を行うものである

○第七十一号議案 南高北東部環境衛生組合の解散について

南高北東部環境衛生組合を解散するため、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

○第七十二号議案 南高北東部環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

平成二十三年三月三十一日をもって、南高北東部環境衛生組合を解散することに伴い、共同処理していた一般廃棄物の収集及び運搬に関する事務に係る財産処分について、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕今雇用されている人は、構成市で雇用していただきたいということだが、どのように考えているのか。

〔答弁〕新たな形で条件を提示して、私たちの希望があれば引き受けてい。その人たちが組織をつくって、収集業務を委託するという方法も考えられるので打診をしている。あと雇用が委託の形にはしたいと思っている。

このほか、勤務者数、建物の利用予定等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十三号議案 島原地域広域市町村圏組合規約の変更について

雲仙市が平成二十三年四月一日から同市国見町及び瑞穂町区域の不燃ごみ類を県史地域広域市町村圏組合に処理移管することについて、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕旧国見町、旧瑞穂町が抜けた場合、本市の負担金はどうなるのか。

〔答弁〕島原市が、全体の負担割合からすると約四百万円程度が増えるだろうと試算している。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十五号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市有明の森フラワー公園の管理を有明ふるさと開発振興協会に行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規

定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするもの。

〔質疑〕提案されたシャトル有明の利用計画はどうなっているのか。

〔答弁〕特産品のPR、販売、地元産の農産物を使った料理、飲料等の提供をすることが計画されている。それ以外に、別館での写真、絵等の展示、フリーマーケットの開催も計画されている。

このほか、応募者数、候補団体を指定した経緯、指定管理にした場合の経費削減額等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



指定管理者になる有明の森フラワー公園

○請願第四号議案 くらし支える行政サービスの拡充を求める請願

地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は

行わないこと。また、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないことを求める内容の意見書を国に提出願いたいというもの。

〔質疑〕地域主権改革に反対の立場での請願だが、請願者の意図とするところは何か。

〔答弁〕島原市から国の出先機関がなくなったら、人口減とか市民税や固定資産税などに影響が出てくるので、そこを一番重く受け止めてもらいたい。

このほか、長崎県国家公務員労働組合協議会、全国市議会議長会との整合性等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第七十六号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原温泉ゆとろぎの湯の管理を島原観光産業組合に行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするもの。

〔質疑〕当初の計画より水の使用量が多かったため、経費がかかっていたと思うが、その後の状況はどうか。



入館者が増えているゆとろぎの湯

〔答弁〕当初は水道水を使用していたため経費がかかっていたが、その後、地下水の利用に変えたため経費は少なくなっている。

このほか、ゆとろぎの湯の入館者数、指定管理期間、指定管理者選定委員会の採点結果等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十七号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原城の管理を財団法人島原城振興協会に行わせるため、地方自治法第二百四十四

条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするもの。

〔質疑〕指定管理者に委託する範囲はどこなのか。

〔答弁〕島原城内の本丸や観光復興記念館、西望記念館など、売店以外の建物や塀等についても指定管理に含まれる。

このほか、入館者数をふやす施策、指定管理者制度導入の目的と効果、指定管理にして新たに始めた事業等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案四件を審査しました。

○第六十八号議案 島原市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児に係る福祉医療費の支給方法に現物支給方式を導入するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕この現物給付方式を導入した場合、対象者が受けるメリットは何か。

〔答弁〕償還払い方式は医療機関に二割の自己負担を支払い、その後、本人の申請に基づき支給されるが、現物給付方式になると一医療機関につき一回八百円、一カ月の上限額千六百円を窓口で支払うだけで済むので、窓口での負担が軽減される。

このほか、現物給付方式導入による国庫負担金への影響、制度導入による乳幼児医療費の見込み、対象者数と本市の負担額等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十九号議案 島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

社会教育委員の任期を二年とするとともに、社会教育法の一部改正等に伴う所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕社会教育委員の任務は何か。

〔答弁〕社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、必要な調査研究を行うことが、法と条例でうたわれている。

このほか、今回の改正理由、教育委員会が委嘱する者の具体例、小・中学校の児童・生徒の補導に関する社会教育委員の対応等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十四号議案 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

長崎県病院企業団規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕島原病院の経営状況と本市の負担額は幾らか。

〔答弁〕平成二十年度決算で約四億円の赤字であるが、市町村の負担は赤字には関係なく、決められた経費で県と折半していくことになっている。

このほか、奈良尾病院の診療内容、上五島病院と奈良尾病院の距離等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十九号議案 平成二十二年島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

三億二千六百四十六万九千円を追加し、予算の総額を七十億四千七百五十四万円とする。

〔質疑〕「広報しまばら」には国保事業の会計は二十一年度決算で約八千七百万円の黒字と載っているが、一方では赤字になるので保険料を上げなくてはならないという説明を受ける。基金の繰り入れや基金の残額など、市民にわかりやすい掲載の方法を考えてはどうか。

〔答弁〕今のような国保会計の状況だと市民の理解を得にくいという気がするので、わかりやすい広報への掲載方法を研究したい。

このほか、一般被保険者療養給付費の補正内容、医療費の増加原因、特定検診の受診率向上のための方法等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決する

ことに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第七十八号議案 平成二十二年島原市一般会計補正予算（第三号）

二億四千九百七十四万四千円を追加し、予算の総額を二百九億五千五百五十三万一千円とする。

〔質疑〕農業関係の補助事業の周知はどうしているのか。

〔答弁〕実行組合長会議を開催して、農業全般の事業の説明をしている。また、事業によつては、それぞれ案内して説明会を開催している。ただ、事業内容が多岐に渡っているので、窓口に来ていただき、希望に合うような事業を探す方法が一般的となっている。

このほか、人件費の減額の理由、太陽光発電設備設置費補助金、公園整備事業負担金、グループホーム消防設備整備基金補助金、扶助費補正額の原因等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八十号議案 平成二十二年島原市一般会計補正予算（第四号）

二千九百九十四万六千円を追加し、予算

の総額を二百九億八千四百七十七万七千円とする。

〔質疑〕子宮頸がんのワクチン接種は、現在の中学三年の女子が、卒業後高校生になっても接種できるのか。

〔答弁〕子宮頸がんのワクチン接種は、中学生の女子全員が対象となる。3年生は、今年度内に一回ないし二回は接種可能だと思うが、その半年後に三回目のワクチンを打つ必要があるため、来年度、市の予算で接種できるようにしたいと考えている。

このほか、他市に比べて補正予算の提案がおくれた理由等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

決算審査特別委員会

○第五十号議案 平成二十一年度島原市一般会計歳入歳出決算

九月定例会で閉会中の継続審査として決算審査特別委員会に付託されていた第五十号議案について、十月十三日、十四日の二日間にわたり審査を行いました。

歳入決算額は二百四十四億三千三百四十六万三千四百四十四円で、一般財源が六十五・七％、特定財源が三十四・三％の割合となっています。また、自主財源と依存財源で



地域の情報を発信するFMしまばら

で見ると、自主財源が三十一％、依存財源が六十九％となっています。

歳出決算額は二百八億二百四十四万九百三十八円で、性質別では消費的経費が六十・一％、投資的経費が十四・九％、その他の経費が二十五％となっています。

〔質疑〕FMしまばらに対して、市は番組編成に関わりは持っているのか。

〔答弁〕放送委託の内容は、平常時は市独自の文化、観光、農林水産業などの情報を地域密着型で発信するという内容になっている。それ以外に市政情報を入れること、緊急時は優先的に情報を流すことを委託の内容にしている。

〔質疑〕介護認定をパソコンで行うようになり、評価が低くなるという問題が全国的に起きたが、パソコン処理に移行する前と後の認定者数はどうなっているのか。

〔答弁〕非該当、支援、介護四、介護五の方の割合がふえており、介護一、介護二、介護三の方の割合が減る傾向である。

〔質疑〕島原病院事業の負担金と経営状況はどうか。

〔答弁〕負担金は、当初、約千五百万円が予算化されていたが、国から特別交付税が企業団に交付されたことにより減額された額である。経営状況については、企業団設立のときに、当初は、毎年千五百万円程度の負担で三年後からは五千万円程度の負担見込みでの経営見通しが示されていた。当時の予定では、平成二十一年度には黒字に転換するだろうという見込みをされていたが、医師等の確保ができずに診療報酬も下がった状況であり、赤字が続いている状況である。

〔質疑〕校内LAN整備事業は具体的にどのような教育効果を狙っているのか。

または、見込んでいるのか。

〔答弁〕教職員は公用パソコンを各自持っており、すべてをLANでつなぐことにより、子供たちの出席状況や成績表



早急な医師の確保が望まれる島原病院

の処理など、個人情報を含めた情報の共有化を図っている。校務事務等の時間を削減し、できるだけ子供たちと多くのふれあいの時間を持つことが一番の狙いである。

このほか、島原市地域公共交通協議会負担金、児童デイサービス給付費、合併処理浄化槽補助金、有害鳥獣駆除業務委託料、商談会開催委託料、都市計画見直し業務委託料、消防団員の報酬等についての質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

インターネットで島原市議会会議録と会議のライブ・録画中継がご覧になれます。

市議会の審議の様子や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様幅広くお知らせするため、市議会ホームページに市議会会議録を掲載しております。ことばや発言者など、さまざまな方法で簡単に検索できますので、ご活用ください。

また、ケーブルテレビジョン島原のホームページでは、市議会のライブ・録画中継が行われています。

島原市議会のホームページアドレスは <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>
ケーブルテレビジョン島原のホームページアドレスは <http://www.shimabara.jp/>

11月臨時会の概要

11月4日に開会し、特別委員会の設置について諮り、市庁舎建設特別委員会を設置することに決定しました。

今後、この委員会では、新庁舎の建設場所、規模、備えるべき機能なども含めて、建設全般について調査・研究していきます。

なお、本会議終了後に開かれた市庁舎建設特別委員会において、委員長に島内俊光議員、副委員長に松井大助議員を選任しました。